

児童手当法の改正で、児童手当の支給期間が長くなりました。

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充され、支給対象年齢が現在の6歳から9歳までに拡大されました。

新たに、児童手当等を受けようとする方は、各支所健康福祉課の窓口（公務員の方は勤務先）で認定請求の手続きが必要となります。

なお、新規請求は、平成16年9月30日までに申請すると、平成16年4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成16年度小学校入学児童の保護者の皆様

（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれの児童）

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、手続きの必要はありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれの児童）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに他の就学前児童で児童手当等を受給している保護者の方は額改定認定請求が必要となります。

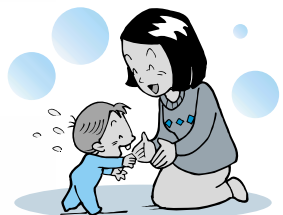
なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は次のとおりです。

健康保険被保険者証の写（請求者が厚生年金加入者等の場合ただし年金番号を忘れていた場合には年金加入証明書）

所得証明書（その年に1月1日に対馬市内に住所がなかった場合）

注意点：所得が一定以上ある方は、児童手当等が支給されない場合があります。

母子家庭支援制度



対馬市では母子家庭のお母さんを支援しています

① 母子家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険加入の期間が3年未満で、経理事務、ホームヘルパーなど教育訓練講座を受講する方に、受講費用の一部を支援します。

【支援額】 受講費用の40%（上限20万円、下限8千円）

② 高等技能訓練促進費

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、栄養士などの養成機関で2年以上修業する場合に、最後の3分の1の期間、生活費を支給します。

【支援額】 月額 103,000円

雇用する方にも奨励金があります

常用雇用転換奨励金

新しくパートタイムなど非常勤で雇用し、職業訓練実施後、常用に雇用転換した雇い主に対して奨励金を支給します。

【支援額】 一人当たり 30万円